

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金
補助の区分	事業補助（協調事業補助）
補助の概要	佐渡市耐震改修促進計画に基づき、ブロック塀等の倒壊による事故を未然に防ぐため、ブロック塀等の撤去等に要する経費に対して補助金を交付する。（関係法令：建築物の耐震改修の促進による法律、建築基準法）
補助事業者	市内に所在し、危険ブロック塀等を所有又は管理している者
補助対象経費	危険ブロック塀撤去等に係る経費
類似補助の有無	<p>無</p> <p>○同種の補助金の統合検討</p>
補助金額（定額、上限、下限等）	<p>上限 10万</p> <p>○少額（5万円以下）補助金の理由 安全性に関することであるため、少額の場合でも実施する。</p>
補助率等	<p>2/3(国、県含む)</p> <p>○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由</p>
数値目標等	<p>B 数値化不可</p> <p>通学路等における避難者の安全確保を推進する。</p> <p>○目標に対する費用対効果（計算式）</p> <p>算出不可</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法</p> <p>市中における危険ブロック塀の総数が把握できないため。</p>
補助制度開始	令和元年5月7日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	<p>令和6年3月31日</p> <p>○終期の設定が3年を超える場合の理由</p>
補助事業の募集・開示等	<p>○開示内容及びその方法（手段）</p> <p>ホームページ及び市報による。</p>
事業担当	<p>(担当部署) 建築住宅課</p> <p>(電話番号) 0259-67-7403</p>